令和７年度

大阪市水道局内部統制評価報告書

令和８年７月

大阪市水道局

大阪市水道局における内部統制の実施に関する指針を定める規程（令和３年大阪市水道事業管理規程第 16 号。以下「指針規程」といいます。）第７条第１項の規定による評価を行い、第８条第１項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

大阪市水道局では、「大阪市水道局内部統制基本方針」及び「大阪市水道局内部統制基本規程（令和３年大阪市水道事業管理規程第 15 号）」を定め、大阪市水道局長を水道事業等内部統制責任者とし、理事を副水道事業等内部統制責任者、総務部長を部門内部統制総括責任者、部長及び担当部長を部門内部統制責任者、公文書管理や財務など複数の所属において共通して行われる業務については、その総合調整又は統括管理に関する事務を所管する部長又は担当部長を共通業務内部統制責任者とする内部統制体制を構築し、内部統制の整備及び運用を行っています。

また、「指針規程」を定め、水道事業等内部統制責任者の下、課長等を内部統制員とする内部統制体制を構築し、所管事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

令和７年度においては、この内部統制体制の下、「指針規程」にのっとり、「内部統制の目的の達成を阻害する業務執行上の不適切な事態（以下「不適切な事態」といいます。）が生じた事務」を対象として内部統制の整備及び運用を行いました。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲内で達成しようとするものです。このため、不適切な事態の全てを防止し、又は当該不適切な事態の発生を適時に発見することができない可能性があります。

２　評価手続

(1) 評価体制及び評価範囲

内部統制の着実かつ効果的な実施を図るため、部門内部統制責任者等に対し必要な情報の提供、助言、指導その他の支援を行うとともに、内部統制の独立的評価を行う立場にある部門内部統制総括責任者（総務部長）が、「不適切な事態が生じた事務」を対象として内部統制の評価を行いました。

(2) 評価対象期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までを評価対象期間としました。

(3) 評価項目

次の３つの項目を評価項目としました。

① 不適切な事態に対する部門内部統制責任者による「内部統制の評価（生じた事象に対する原因分析）」が妥当だったか

② 不適切な事態に対する部門内部統制責任者による「内部統制の整備（講じた再発防止

措置)」が適切であったか

③　その後の改善が適切に実施されたか

(4) 評価方法

各部門内部統制責任者による自己評価と部門内部統制総括責任者による独立的評価によって、(3)記載の３つの評価項目について不備の有無の把握及び不備がある場合には、当該不備が重大な不備に当たるか否かの判断を行いました。

(5) 評価手続の具体的な内容

別紙１のとおりです。

３　評価結果

２記載の評価手続による評価を実施した限り、局内における内部統制については有効に整備され、かつ評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

具体的な内容は、別紙２のとおりです。

令和８年７月 14 日　　部門内部統制総括責任者　　総務部長　　松浦　令

別紙１

評価手続の具体的な内容

１　評価の対象とした事務

評価対象期間に、不適切な事態に対する各部門内部統制責任者による内部統制の評価及び整備が完了したと部門内部統制総括責任者が認めた、次の 16 件について、独立的評価を行いました。

(1) 指針規程第５条第３項各号のいずれかに該当するもの

該当なし

(2)指針規程第５条第４項に該当するもの

番号	所管部門内部統制責任者等	課・担当	対象事務	不適切な事態の内容
①	水道センター統括担当部長	西部水道センター	公金等管理事務	タクシー乗車券を紛失したもの
②	工務部長	土木施設課（技術監理担当）	システム管理事務	工事等の予定価格を積算するシステムの設定を誤り、予定価格に影響を生じさせたもの
③	企画担当部長	企画課	支出事務	他都市へ請求する分水料金について算定を誤り、過大に請求していたもの
④	浄水統括担当部長	柴島浄水場	固定資産管理事務	除却しなければならない固定資産が未除却となっていたことから、工業用水道の負担金について、運営権者から過大な金額を収入していたもの
⑤	浄水統括担当部長	柴島浄水場	契約事務	予定価格の積算誤りにより、入札の取り止めや、落札候補者の資格を有しない事業者が落札していたもの
⑥	浄水統括担当部長	設備保全センター	契約事務	予定価格の積算誤りにより、入札の取り止めに至ったもの
⑦	浄水統括担当部長	柴島浄水場	公金等管理事務	一部の小口現金の月次会計処理について失念していたもの

⑧	浄水統括 担当部長	水質管理 研究センター	契約事務	課長専決契約において、予定価格を超過した金額で契約をおこなっていたもの
⑨	浄水統括 担当部長	豊野浄水場	契約事務	課長専決契約において、予定価格を超過した金額で契約をおこなっていたもの
⑩	浄水統括 担当部長	水質管理 研究センター	契約事務	課長専決契約において、予定価格を超過した金額で契約をおこなっていたもの また、適切な意思決定を行わないまま仕様書を変更していたもの
⑪	工務部長	土木施設課	契約事務	仕様書の記載に誤りがあり、入札の取り止めに至ったもの
⑫	企画担当部長	DX 推進課	文書事務	受注者に伝える情報（メールアドレス）について誤りがあり、契約期間までに業務の履行が完了しなかったもの
⑬	総務部長	経理課	システム 管理事務	経理事務等を行うシステムにおいて、意図しない閲覧権限を設定していたもの
⑭	お客さま サービス 担当部長	お客さま サービス課	文書事務	誤って届出された水道使用中止の受付処理の取り消しが行われなかったことにより、当該水道を使用中のお客さまの水道料金中止精算分の納入通知書が作成され、誤って届出したお客さまに当該納入通知書が発送され個人情報が漏えいしたもの
⑮	お客さま サービス 担当部長	お客さま サービス課	契約事務	誤った予定価格を設定したことにより、入札の取り止めに至ったもの
⑯	水道センター 統括担当部長 （※）	南部水道 センター	工事事務	給水管取替工事及び中止栓撤去工事にあたり、給水装置整備工事で対応すべきところ、給水装置修繕工事として実施していたもの また、上記の２つの工事について、緊急掘削の要件を満たさないにもかかわらず緊急掘削として実施していたもの

※⑯は部門内部統制総括責任者（総務部長）にて内部統制の評価を行い、部門内部統制責任者（水道センター統括担当部長）へ改善指導を実施

２　確認方法及び内容

(1)当該部門内部統制責任者における自己評価等

生じた不適切な事態に対する内部統制の評価（生じた事象に対する原因分析）及び内部統制の整備（講じた再発防止措置）を実施しました。

(2)部門内部統制総括責任者による独立的評価

(1)の自己評価の結果を確認するとともに、当該内容を確認するために必要な資料を閲覧し、必要に応じて部門内部統制責任者に質問を行うことにより不適切な事態の原因分析及び再発防止策の内容を確認しました。

(3)部門内部統制総括責任者による改善指導を受けての再評価等

(2)の独立的評価の結果不備があると認められた場合は、当該部門内部統制責任者に対して改善指導を実施し、当該部門内部統制責任者が速やかに改善措置を講じるとともに、改善状況を部門内部統制総括責任者に報告することとなっています。

当該改善状況を確認するとともに、当該内容を確認するために必要な資料を閲覧し、必要に応じて部門内部統制責任者に質問を行うことにより、改善措置の内容を確認しました。

別紙２

評価結果の具体的な内容

１　内部統制の評価の妥当性に対する評価の結果

いずれも不備なしと認められました。

２　内部統制の整備の適切性に対する評価の結果

いずれも不備なしと認められました

３　改善措置に対する評価の結果

－

４　内部統制の有効性

上記１から３により、令和７年度に指針規程第５条による措置を講じた不適切な事態 16 件について、当該部門内部統制責任者によって講じられた是正措置及び再発防止、共通業務内部統制責任者による情報提供や注意喚起等の措置が機能し、不適切な事態の発生を回避するために内部統制が有効に整備され、かつ、有効に運用されていると判断しました。

５　特記事項

令和７年度に発生した不適切な事態の原因を分析すると、組織としてのチェック体制が構築されていないことに伴う不適切な事態（積算誤りによる入札取り止め等）が多くありました。

不適切な事態の発生を想定し対応策を講じるためには、部門内部統制責任者及び内部統制員のマネジメントが不可欠であるため、マネジメントの向上に向けた取組を引き続き進めていきたいと考えております。